

指令水第 372 号

島根県松江市御手船場町 575 番地
漁業協同組合 J F しまね
代表理事会長 岸 宏 様

水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 124 条第 1 項の規定に基づき、下記により業務の改善を命じます。

令和 3 年 7 月 9 日

島根県知事 丸山 達也

記

1 命令の内容

- (1) 令和 3 年 6 月 9 日に開催した役員推薦会議で決定した役員の候補者を貴組合の役員選任規程（定款付属書）第 3 条第 6 項の規定に基づき公告の上、令和 3 年 8 月 10 日までに総代会を開催し、役員選任の議案を提案すること。
- (2) 上記（1）の結果については、令和 3 年 8 月 20 日（金）までに島根県知事に書面により報告すること（提出先：島根県農林水産部水産課）。

2 理由

令和 3 年 6 月 9 日に開催した役員推薦会議については、貴組合同規約第 35 条の要件を満たし、有効に決議されている。また、同規約第 39 条の報告及び議事録の提出があるにも関わらず、貴組合役員選任規程（定款付属書）第 3 条第 6 項に基づく公告がなされていない。組合の事業運営に影響を及ぼし、組合員の利益を損なう恐れがあることから、速やかに公告を行い、役員選任の議案を総代会に提案する必要がある。

3 教示

この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して審査請求をすることができる。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となる。）この処分の取消しの訴えを提起することもできる。